

嫡出でない子の法定相続分について —最高裁平成25年9月4日大法院決定

弁護士 加守田 枝里

第1 はじめに

最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁(以下、「平成25年決定」とする。)は、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1としていた旧民法900条4号ただし書前段(以下、「旧規定」とする。)を違憲無効とした。これを受けて、旧規定は改正により削除され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった。

以下、平成25年決定の問題点について検討する。

第2 平成25年決定の概要

平成13年7月に死亡したAの遺産につき、Aの嫡出子およびその代襲相続人であるXら(申立人)が、Aの嫡出でない子であるYら(相手方)に対し、遺産の分割の審判を申し立てた事件である。

最高裁の判断の概要は、次のとおりである。第一に、民法900条4号ただし書前段の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたとした(「判旨Ⅰ」とする。)。第二に、民法900条4号ただし書前段の規定が遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたとする最高裁判所の判断は、上記当時から同判断時までの間に開始された他の相続につき、同号ただし書前段の規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないとした(「判旨Ⅱ」とする。))。

第3 民法の改正

平成25年決定を受けて、民法の一部を改正する法律が平成25年12月5日に成立し、同月11日公布施行された。法定相続分を定めた民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた部分(900条4号ただし書前半部分)を削除し、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等にした。改正後の民法900条の規定(以下、「新規定」とする。)は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用することとしている¹⁾。

第4 平成25年決定の問題点

1 判旨Ⅰについて

平成25年決定は、最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁やその余の合憲判断事案が「その相続開始時点での本件規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない」としている。つまり、少なくともそれまで最高裁が旧規定を合憲と判断してきた平成12年9月までは、旧規定は合憲であったとする判断を維持するものである。

そのため、合憲とされた平成12年9月までと、違憲とされた平成13年7月以降の間にあたる、平成12年10月から平成13年6月までの期間については、判断のされていない状態にある。

調査官解説は、この期間に相続が開始した事案であっても、被相続人の遺産につき最終的な帰属が確定している場合については、「憲法適合性の判断内容にかかわらず同一の結論に至るのが通常と思われる、そのような事案においては、あえて憲法適合性判断を判断しないことも考えられ」とする。もともと、「代襲相続が生じた場合の問題、すなわち、平成13年7月以降に死亡した被相続人の子の中に平成12年9月以前に死亡した者がおり、その者に嫡出子と嫡出でない子が存在する場合のような事案において、上記被相続人の相続(代襲相続)の関係で本件規定を適用することの憲法適合性という問題はなお残されている」とする²⁾。

2 判旨Ⅱについて

平成25年決定の違憲判断の遡及効が具体的にどのような場合に制限されるかについては解釈に委ねられている部分がある。「既に関係者間において裁判、合意等により確定的なものとなったといえる法律関係」であれば遡及効が制限されるが、「そのような段階に至っていない事案」であれば、平成25年決定の違憲判断が及ぶ。両者のいずれにあたるかの判断に際して、以下の問題点がある³⁾。

(1) 相続法の原理原則への抵触

平成25年決定は、遺産中の可分債権・可分債務について、「債務者から支払を受け、又は債権者に弁済をするに当たり、法定相続分に関する規定の適用が問題となり得るものであるから、相続の開始により直ちに本件規定の定める相続分割合による分割がされたものとして法律関係が確定的なものとなったとみることは相当ではなく、その後の関係者間での裁判の終局、明示又は黙示の合意の成立等により上記規定を改めて適用する必要がない状態となったと

いえる場合に初めて、法律関係が確定的なものになったとみるのが相当である」とした。

しかし、相続人の範囲、相続財産の範囲・価額、相続分、遺留分権利者、遺留分割合といった相続に関する権利関係は、相続開始時に確定されるというのが相続法の原理原則である。そして、可分債権・可分債務は、遺産分割の進捗いかんとは関係なく、相続開始時点での相続分によって当然分割されるというのが判例法理である。

上記判断は、この相続法の原理原則・判例法理に抵触するものである⁴⁵⁶⁷。

(2) 未分割財産の発見

調査官解説は、遺産分割の終了後に新たな未分割の遺産が発見された場合において、新たに発見された未分割の遺産の分割に当たり、既に成立した遺産分割の結果は考慮されないとする⁸。

しかし、新たに発見された遺産が債務の場合、嫡出でない子は、既に成立した遺産分割においては旧規定に従って嫡出子の半分の相続割合で承継していたとしても、当該債務については新規定に従い嫡出子と同一の相続割合で負担することになり、かえって不平等感が増すと考えられる⁹。

なお、後述の東京地判平成26年4月18日LEX/DB文献番号25519322は、この点について言及し、旧規定を適用せずに相続債務を法定相続分に応じて各相続人に承継されるとすると、嫡出でない子は、すでに判決が確定している共有持分権については「嫡出子の半分の割合しか承継できないにもかかわらず、相続債務については嫡出子と同一の割合で承継することになるが、このような結論は不合理であるといわざるを得ない。」とした。

(3) その他

上記のほかに、遺産分割は未了であるが、金銭債権については旧規定に従った法定相続分による弁済がされていた場合に、不当利得返還義務が生じるのかという点も問題となる。仮に、法律関係の確定を理由に返還請求を否定するとしても、その理由付けをいかに構成するのか不明である¹⁰。

また、すでに遺産分割が成立していたが、平成25年決定後にその一部が相続財産でなかったことが判明したという場合、共同相続人間の担保責任の内容はどうなるのかという点も問題となる¹¹。

第5 平成25年決定以降の裁判例

平成13年7月から平成25年9月4日までの間に相続が

開始した事案について、最大決平成25年9月18日官報第6142号9頁、東京地判平成25年10月28日金商1432号33頁はいずれも、相続開始当時において旧規定は違憲無効であったとした。東京地判平成26年4月18日LEX/DB文献番号25519322は、同期間に相続が開始した事案について、旧規定が有効であることを前提とした、共有持分権を有する旨の判決が既に確定していたことから、当該法律関係には、平成25年決定の先例としての事実上の拘束性は及ばないとした。

平成12年9月までに相続が開始した事案については、最判平成26年12月2日LEX/DB文献番号25505524、東京高判平成26年3月27日LEX/DB文献番号25505523のいずれも、相続開始当時において旧規定は憲法に違反するものではなかったとした¹²。

第6 さいごに

平成25年決定によって、長らく問題視されてきた旧規定が改正に至ったものであり、その果たした役割は大きい。他方で、上記のとおり、実務における問題点は山積している。金築裁判官の補足意見には、「本決定は、違憲判断の効果の及ばない場合について、網羅的に判示しているわけでもない」とされている。未だ判断のされていない状態にある平成12年10月から平成13年6月までの期間をはじめとして、裁判例の蓄積を待ち、今後も検討を深めることが求められる。

- 1 法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html
- 2 伊藤正晴「判解」ジュリスト1260号88頁(2013年)92頁
- 3 伊藤・前掲(注2)95頁以下に、両者の区分についての詳細な記載がされている。
- 4 本山敦「判研」金融・商事判例1430号8頁(2013年)10頁
- 5 前田陽一ほか『民法Ⅳ 親族・相続』283頁〔本山敦〕(有斐閣、第3版、2015年)
- 6 潮見佳男「婚外子相続分差別違憲決定と「先例拘束性」」金融法務事情1982号1頁(2013年)1頁
- 7 水野紀子「批判」法律時報85巻12号1頁(2013年)2頁
- 8 伊藤・前掲(注2)97頁
- 9 本山敦「批判」金融・商事判例1425号1頁(2013年)1頁
- 10 潮見・前掲(注6)1頁
- 11 本山・前掲(注4)10頁
- 12 渡邊泰彦「民法900条4号ただし書前段違憲判断の限界」法学セミナー増刊速報判例解説17号109頁(2015年)110頁以下